TKC 近畿兵庫会　神戸中央支部・税理士　宮﨑　敦史

平成 30 年度税制改正 8

（特例事業承継税制について）

特例事業承継税制における相続時精算課税の取り扱い

親族外への相続時精算課税制度の導入

一般事業承継税制では、平成 29 年度から後継者への非上場株式等の贈与で相続時精算課税の適用が認められ、万一贈与後に納税猶予が取り消されたとしても、実質的な贈与税負担はなくなりました。（経過利子税と猶予されていた贈与税の納付は必要だが、相続の際に贈与時点の評価額がみなし相続財産として加算され相続税を計算した後に、相続税額から猶予取消時に支払った贈与税額が差し引かれます。）

特例事業承継税制では、特例経営承継受贈者が贈与者の推定相続人以外の者(その年 1 月 1 日において 20 歳以上である者に限る)であり、かつ、その贈与者が同日において 60 歳以上の者である場合には、相続時精算課税の適用を受けられることとされました。

これによって企業内の第三者である従業員や役員などに対する事業承継が非常に行いやすくなったといえます。もっとも、先代経営者が死亡した場合に、親族に課される相続税には事業承継しない親族には関係のない非上場株式等の財産を含めて累進税率が課されるため、親族については過重な相続税負担が生ずることとなります。

親族外承継人に遺贈した場合の計算例

前提条件

- 相続人　子二人
- 後継者　親族外承継人へ自社株式を遺贈
- 財産評価額　自社株式　　3 億円
  その他の財産　3 億円
  総財産価額　　6 億円

相続税額		その他の財産のみの場合	自社株式の遺贈がある場合	負担増
相続人2人の相続税額の合計額		6，920万円	9，855万円	2，935万円
後継者			9，855万円	
	納税猶予税額		△9，855万円	
	差引納税額		0円	
相続税の総額		6，920万円	1 億9，710万円	
納税猶予後の納付税額		6，920万円	9，855万円	2，935万円

出典ＴＫＣ出版「Ｑ＆Ａ　特例事業承継税制　増補改訂版」